認定計画使用燃料一覧（バイオマス発電設備の場合で変更がある場合に記載）

燃料区分（注３４）	変更前 燃料名（注３５）	変更前 バイオマス比率（%）（注３６）	変更前 バイオマス比率考慮後出力（ｋＷ）（注３７）	変更の有無（注３８）	変更後 燃料名（注３５）	変更後 バイオマス比率（%）（注３６４）	変更後 バイオマス比率考慮後出力（ｋＷ）（注３７）	備考（注３９）
A				□有 □無				
	計							
B				□有 □無				
	計				計			
C				□有 □無				
	計				計			
D				□有 □無				
	計				計			
E				□有 □無				
	計				計			
G				□有 □無				
	計				計			
バイオマス合計					バイオマス合計			
調達上限比率（注４０）					調達上限比率（注４０）			□特定契約において新たに調達上限比率を設定する（　　%）（注４１）
F				□有 □無				
	非バイオマス計				非バイオマス計			

ライフサイクルGHG算定値（注４２）	（燃料名　：　　）g-CO2/MJ電力	□有 □無	（燃料名　：　　）g-CO2/MJ電力	

（注１）　法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。

（注２）　変更前の認定計画を記載すること。

（注３）　運転開始後を選択した場合は、運転開始日を記載するとともに、最初に変更手続（変更認定申請、事前変更届出、事後変更届出）をする際には、受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類を提出すること。

（注４）　申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
Ａ：北海道経済産業局、Ｂ：東北経済産業局、Ｃ：関東経済産業局、Ｄ：中部経済産業局、Ｅ：近畿経済産業局、Ｆ：中国経済産業局、Ｇ：四国経済産業局、Ｈ：九州経済産業局、Ｉ：内閣府沖縄総合事務局

（注５）　変更の有無の記載欄については、変更が無い場合、「無」のボックスにチェックし、変更後の記載欄以降の記載は不要とする。変更がある場合、「有」のボックスにチェックし、変更内容及び変更理由を記載すること。備考欄は必要があれば記載すること。
なお、解体等に要する費用についてこれまで認定を受けておらず、新たに追加認定を受けようとする場合、解体等に要する費用の変更の有無について「有」のボックスにチェックし、追加内容を変更後の記載欄に記載すること。

（注６）　事業者名を変更する場合は、変更前の事業者の承諾を得た上で、その旨が分かる書類を添付して変更後の事業者が申請を行うこと。なお、同一の事業者で、個人の氏名若しくは法人等の名称変更により事業者名を変更する場合や会社の分割若しくは吸収合併により事業者名を変更する場合は、変更後に様式第６により届け出ること。

（注７）　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第五条第一項の規定により消費税を納める義務がある事業者であって、同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者でない場合には、「課税事業者に該当する」の方にチェックすること。その上で、「課税事業者に該当する」場合には、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）としての登録を受けた事業者に該当することを確認の上、チェックをすること。

（注８）　法人番号がある場合には法人番号を、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）である場合にはその登録番号を記載すること。その際、法人番号については、国税庁から指定・通知される１３桁の法人番号を、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）の登録番号については、「Ｔ」（ローマ字）を除いた１３桁の数字を記載すること。

（注９）　本様式による事業者名の変更に伴って項目を変更する場合は、本様式により申請すること。それ以外の場合は、様式第６により届け出ること。

（注１０）　発電設備の区分は次の記号にて記載すること。ただし、変更前の発電設備の区分がすでに廃止されている場合は、次の記号ではなく、廃止された区分の記号を記載すること。

記号	発電設備	出力
A	太陽光発電設備	50kW以上250kW未満
	太陽光発電設備	250kW以上
D	風力発電設備（陸上風力）	－
	風力発電設備（陸上風力リプレース）	－
U	風力発電設備（着床式洋上風力）	－
2	風力発電設備（浮体式洋上風力）	
K	地熱発電設備	15,000kW未満
	地熱発電設備（全設備更新型リプレース）	15,000kW未満
	地熱発電設備（地下設備流用型リプレース）	15,000kW未満
L	地熱発電設備	15,000kW以上
	地熱発電設備（全設備更新型リプレース）	15,000kW以上
	地熱発電設備（地下設備流用型リプレース）	15,000kW以上
E	水力発電設備	200kW未満
V	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	200kW未満
I	水力発電設備	200kW以上1,000kW未満
X	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	200kW以上1,000kW未満
J	水力発電設備	1,000kW以上5,000kW未満
	水力発電設備	5,000kW以上30,000kW未満
Y	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	1,000kW以上5,000kW未満
	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	5,000kW以上30,000kW未満